

「生涯いきいきふれあいのある暮らし」を目指して 高齢者在宅福祉生活支援サービスのご案内

市では、在宅福祉の充実を図り、高齢者が地域で安心して生活できるように、高齢者在宅福祉生活支援サービス事業を実施しています。

問高齢いきがい課 ☎④447

緊急時通報システムサービス

一人暮らしの高齢者等が、日常生活上の緊急事態における不安の解消や介護に関する相談等、高齢者が地域で安心して生活できるように緊急通報端末機器（緊急通報電話機とペンダント型無線発信機）を貸与します。

- 対象となる方 市内に住所を有する65歳以上で、電話回線を有し、次のいずれかに該当している方
 - ①一人暮らしで比較的虚弱な方
 - ②高齢者のみの世帯の方で、世帯員が虚弱である方
 - ③家族のいる方で、長時間（おおむね8時間以上）日中一人暮らしと同様の状態となる虚弱な方
- サービス内容 急病等で緊急時にボタンを押すと受付センターから消防署に通報が入り、迅速な救助活動を行います。また、介護等に関する相談をしたい時などもボタンを押すだけで受付センターにつながり、お話をすることができます。
- 費用 端末機器は無料で貸与します。回線使用料（基本料金）、屋内配線使用料および通話料は自己負担です。

紙おむつ給付サービス

在宅で寝たきり、または重度の認知症状態等にある方で、常時紙おむつを必要としている高齢者に毎月1回、決められた枚数を給付します。

- 対象となる方 市内に住所を有する65歳以上で、次の状態が6カ月以上続いている方
 - ①寝たきり状態（要介護4・5、またはこれに相当する状態の方）
 - ②重度の認知症状態（要介護4・5、またはこれに相当する状態の方）
 - ③要介護3と認定されている方で、疾病等で常時失禁状態にある方
- 給付の種類
 - ①テープ止めパンツ+尿取りパッド
 - ②はくパンツ（リハビリパンツ）
 - ③フラットタイプ
 - ④尿取りパッド

の中から、必要とする1種類を給付します。
※サイズ（S・M・L・LL）によって、パンツの枚数が異なります。
サイズが合わない場合には、相談に応じます。
- 給付時期 申請月の翌月から給付となります。毎月、中旬ごろに八潮薬業協同組合に加盟している薬局店が自宅へお届けします。
※病院等に入院、入所された場合は、給付が休止となります。
- 費用 無料

訪問理美容サービス

利用される方の居宅近くの理容店・美容店から理容師または美容師が訪問し、理美容サービスを提供します。

- 対象となる方 市内に住所を有する65歳以上で、要介護4・5と認定されている方、または要介護認定を受けていない方で要介護4・5に相当すると認められる状態にある方
- サービス内容
 - 理容…調髪+顔剃り
 - 美容…①カラー（染め）+化粧、マニキュア、眉カット
 - ②パーマ+化粧、マニキュア、眉カット
 - ③カット+化粧、マニキュア、眉カット
- 利用回数 年4回（福祉理美容券を4枚交付します）
※既利用者の方は、毎年度ごと4月に申請が必要です。
- 費用 無料
- 利用時期 理容は、原則として月曜日。美容は、火曜日および第3水曜日
※事前に各理容・美容店に確認してください。

